

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No.1
【根拠条文】	法第27条の25第1項及び第2項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	株式会社コーエーテクモホールディングス 代表取締役 社長執行役員CEO 鯉沼 久史
【住所又は本店所在地】	横浜市港北区箕輪町一丁目18番12号
【報告義務発生日】	2026年5月14日
【提出日】	2026年5月19日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合が1%以上減少したため

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社アカツキ
証券コード	3932
上場・店頭の種類	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の種類	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社コーエーテクモホールディングス
住所又は本店所在地	横浜市港北区箕輪町一丁目18番12号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	2009年4月1日
代表者氏名	鯉沼 久史
代表者役職	代表取締役 社長執行役員CEO
事業内容	グループ管理

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社コーエーテクモホールディングス 専務執行役員CFO 浅野 健二郎
電話番号	045-562-8111

(2)【保有目的】

発行者との資本業務提携のため

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
--	-------------------	--------------------	--------------------	--------------------

株券又は投資証券等(株・口)		0		0		0		0
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A	0		-	H	0	0	0
新株予約権付社債券(株)	B	0		-	I	0	P	0
対象有価証券カバードワラント	C	0		0	J	0	Q	0
株券預託証券		0		0		0		0
株券関連預託証券	D	0		0	K	0	R	0
株券信託受益証券		0		0		0		0
株券関連信託受益証券	E	0		0	L	0	S	0
対象有価証券償還社債	F	0		0	M	0	T	0
他社株等転換株券	G	0		0	N	0	U	0
合計(株・口)	V	0	W	0	X	0	Y	0
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	Z							0
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	AA							0
保有株券等の数(総数) (V+W+X+Y-Z-AA)	AB							0
株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数	AC							0
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L +M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC)								0

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2026年5月14日現在)	AD							14,519,800
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE							0
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF							0
上記提出者の株券等保有割合(%) (AB/(AD+AE-AF)×100)								0.00
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)								7.97

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況(短期大量譲渡に該当する場合)】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単価
2026年5月14日	普通株式	1,130,000	7.78	市場外	処分	株式会社アカツキ	2,712円

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、発行者との間で、2023年12月20日付で株式引受契約書(以下「本契約」という。)を締結し、以下の合意をしております。

1. 提出者は、本契約に基づき提出者に交付される発行者の株式(以下「本株式」という。)の全部又は一部について、払込期日(2024年1月9日)から起算して6ヶ月を経過する日までは、発行者の事前の書面による承諾がある場合を除いて、第三者に対する譲渡、移転、承継、担保設定その他の処分(以下「譲渡等」という。)をすることができない。

2. 発行者は、原則として、払込期日(2024年1月9日)から起算して5年を経過する日までに株式等の発行等をする場合(本契約に基づく本株式の交付、組織再編に伴う株式等の発行等及び発行者グループの役員に対するインセンティブ付与として行われる発行等を除く。)、事前にその内容を通知して意向を確認し、提出者が希望する場合、本契約に基づく本株式の交付直後の株式保有割合を上限として、提出者又はその子会社に対して同条件で株式等を発行又は処分する。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(AG)(千円)	
借入金額計(AH)(千円)	
その他金額計(AI)(千円)	
上記(AI)の内訳	
取得資金合計(千円)(AG+AH+AI)	

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地